

住宅用火災警報器は10年を目安に交換をお勧めします！

熊谷市では、平成20（2008）年6月1日から、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は、電池が切れそうになると、音や光で知らせる機能を有しています。多くの機器は電池寿命が10年となっており、本体交換のサインにもなります。古くなるとセンサー等の性能が劣化し、火災を感知できなくなることもあるため、設置から10年を目安に交換しましょう！



設置場所



住宅用火災警報器の設置率

全国設置率 **84.9%**
(令和6（2024）年84.5%）

熊谷市設置率 **82.0%**
(令和6（2024）年82.5%）

どこに設置が必要なの？

- ① **寝室** として使用する部屋
 - ② **階段** （2階以上の階に寝室がある場合）
- ※寝室や階段は、**煙式**の住宅用火災警報器を設置しましょう。

熊谷市消防本部

住宅用火災警報器取付けお助けサービス



【目的】

住宅用火災警報器の設置について、設置意思はあるが自身での取付けが困難な方を対象に、住宅用火災警報器の設置の取付けを消防職員がサポートすることで、設置率の向上と市民の更なる安心安全に寄与することを目的とする。

【実施対象】

- 市内の住宅で次の(1)から(3)にすべて該当又は(4)に該当するもの
- (1)住宅用火災警報器（電池式で煙式のもの）を購入済みである。
 - (2)住人が「65歳以上の高齢者」又は「障がい者」で取付けが困難である。
 - (3)住宅を所有していること又は住宅を占有しており、取付けについて所有者の承諾がある。
 - (4)上記のほか、単身世帯等で取付けが困難だと判断される。



住宅用火災警報器について
もっと知りたい

熊谷市 住宅用火災警報器

検索



地震による電気火災対策を！！ 感震ブレーカー 知っていますか？



地震による火災の約6割は
電気が原因！



なぜ必要？

- ・転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火します。
- ・転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火します。
- ・再通電時に発生した電氣的火花により、漏れ出たガスに引火し爆発します。

電気火災対策には感震ブレーカーが効果的

- ・感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感知して、**電気を自動で遮断**します。
- ・感震ブレーカーには分電盤タイプ（内蔵型）、分電盤タイプ（後付型）、コンセントタイプ、簡易タイプがあります。
- ・性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。商品を選ぶときの参考にしましょう。



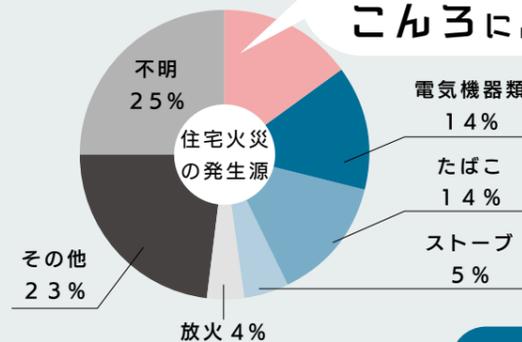
詳しくはこちら▶
総務省消防庁動画



特集

熊谷市の住宅火災【令和2（2020）年～令和6（2024）年の内訳】

全体の15%が
こんろによる火災



住宅火災件数と死者数



火災を防ぐポイント

こんろによる火災

- ・調理中はその場から絶対に離れない
- ・離れるときは火を消す
- ・着衣への着火に注意する
- ・こんろ周りに燃えるものを置かない
- ・こんろ周りの整理整頓をする



電気による火災

【取扱不適による出火があります】

- ・コンセントの埃は定期的に清掃する
- ・過度なこ足配線はしない
- ・コードを束ねて使用しない
- ・リチウムイオン電池は高温環境を避け適切な充電をする

